平成23年度 第9回 青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成23年10月6日(木)午後1時30分

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

# 第9回青梅市教育委員会(定例会)議事日程

- 会 期 平成23年10月6日(木) 1日間
- 場 所 青梅市役所 3 階教育委員会会議室
- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 議案審議

議案第23号 教育長の任命について

- 5 青梅市教育委員会委員長選挙
- 6 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙
- 7 委員長閉議および閉会

教育長報告 (再掲)

- 1 諸報告
  - (1)委員会等会議録
    - ア 青梅市社会教育委員会議会議録(社会教育課)
    - イ 青梅市民会館運営審議会会議録(文化課)
  - (2) 事業等の実施結果について
    - ア 平成23年度教育委員会後援名義使用承認結果(4月~9月)
    - イ 平成22年度第四次青梅市生涯学習推進計画進ちょく状況報告書(社会教育課)
- 2 青梅市図書館視聴覚資料の利用方法の取扱いについて【追加報告】

出席委員 教育委員会委員長 小野 具 彦 教育委員会委員 朋 子 北 島 教育委員会委員 岡本昌己 教育委員会委員 中村洋介 教育委員会委員 畑中 茂 雄 出席説明員 教育長 (再掲) 中茂雄 畑 教 内 秀 樹 育 部 長 柳 総 務 課長 渡 辺 慶一郎 施 設 課長 木 村 晃

導 指 室 長 野 村 友 彦 嶋 建一郎 教育指導担当主幹 中 給食センター所長 通 智 朱 社会教育課長 武 藤 裕代 文 化 課 長 原宏志 萩 美術担当主幹 石 田 治 郎 野 中央図書館管理課長 星 和弘

書 記 総務課庶務係長 永 沢 雅 文 総務課庶務係 松 井 慎 治 午後1時30分開会

# 日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。 これより、平成23年度第9回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議を開きます。

#### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、○○委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、7月7日開催の第4回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第4回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第5回臨時会、第6回定例会および第7回定例会の会議録が机上に配付されております。 次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

# 日程第3 報告事項

#### (1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。まず、委員長報告ですが、どなたかありますか。 【委員】 9月、10月と学校の運動会が続いておりますけれども、9月に第六中学校の運動会に、土曜日の午後お邪魔しました。1時半に着いたわけですが、既に閉会式に入っておりました。 正直申しまして、小規模な中学校ですので、私もちょっと配慮が足りなかったんですが、それにしても1時半に終わるというのに対して、ある意味、小・中連携でできないものかなとか、いろいろな複雑な思いを実は持ってしまったんですね。校長先生とお話しする時間はなかったんですけれども、本市は小・中一貫あるいは連携の授業を進めている中で、運動会のことだけではないのでしょうけれども、それぞれ校種の違いとか、児童・生徒の発達の違いとか、さまざまな垣根はあると思うんですけれども、何かもっと連携できる部分で具体的にやっていかれるということが必要かなということをちょっと思いました。ただ、これは保護者・地域の方々のニーズの問題もありますので、私どもが一概に言えることではありませんけれども、今後、いろいろな観点で、本市が小・中一貫を進めていく中で、私の中では考え方の方向を幾つか、ある意味見出した一つの経験だったので、ご報告させていただきました。以上です。

【委員】 先々週だったでしょうか、秋の交通安全運動週間がありました。その前の2学期が始まった頃の話なんですけれども、私の通勤の途中で、PTAの方が横断歩道で学期の始まりには

必ず児童の交通安全を指導するというような姿を見受けるんです。学校によって期間や方法などが異なると思いますけれども、私の通る道では、毎日違うお母さんが順番で代わり番こで横断歩道のところに立ってくださいます。たぶんお仕事をされているお母さんもいらっしゃって、1年に何回か児童のために、ボランティアで朝の忙しい時間に立たれているんだと思うんです。横断歩道を渡る児童に、「おはよう」とか、「行ってらっしゃい」と声をかける触れ合いも大事だと思いますし、またお母さん方が立っているということで、脇を通る中学生にもまた声をかけたり、ドライバーの方にもより一層交通安全を促すことができるのだと思います。PTAの方々には大変、そういう意味ではご苦労がおありかと思いますけれども、ぜひ子供たちを自分たちの手で守っていくというような、そういう自負を持たれて活動していただきたいというふうに思いました。それから、校長先生の中にも、横断歩道などに立たれて児童を見守ってくださる方もいらっしゃるようなんですけれども、登校する時間の交通状況を実際に見ていただけるというのは、親としても大変安心できる部分なのかなというふうに思います。

以上です。

【委員】 まず今、交通安全の話が出たので。ここの場の議論ではないかもしれないんですが、 交通安全審議会とかそちらの話なのかもしれませんが、確かに私、交通安全協会をやっていて、 お母さん方が立たれているというのは非常に感謝しておりまして、ありがたく思っているんです が、それを例えば交通安全協会と連携しようとか、ほかの団体とこうしようかという動きがなか なかないという印象なんですね。交通安全審議会の中でも、実をいうと、毎年大体こういう形で やりますよというのがあって、悪くいうとワンパターンなところがあって、そういうところの連 携の話とかあまりないのが、正直ちょっとまずいかなということを認識しております。

あと、運動会の話をしますと、10月1日に小学校3校行かせていただいたんですが、最初に 青梅第一小学校で芝生でどうやってやるのか興味があったので、拝見をさせていただきました。 ほかの学校でも裸足でやるというところはあるんですが、一小の場合は本当に芝生の上で裸足で いろいろな演技をやるということで、本当に児童が気持ちよさそうにやっていたのがすごく印象 に残りました。その話を実はその後に新町小学校に行ったときに校長先生とお話をしたんです。 校長先生は最初に芝生化をご計画されているので、新町小ではいかがなんですかねと言ったら、 やっぱり芝生化の工事をやっているときに、では一体どこで遊ばせるのかとか、あるいは夏芝か ら冬芝に切り替えるときも少し養生期間が必要なので、そういう場所が一小の場合はたまたま永 山公園があったのでできたけど、新町小は難しいんだよねというお話をされていて、ほかの小学 校というのもなかなか条件が揃わないと難しいのかなということを認識した次第です。

余談ですが、青梅一小の運動会の歌を、私が小学生のときに歌った歌を今も引き続き歌っていただいていて、一緒に歌えてすごく嬉しく思いました。

【委員長】 教育長もご感想が何かおありではないですか。

【教育長】 先週は、1日に8校回りました。全部は見ていないですけれども、それぞれの学校 が非常に工夫をされているのかなというふうに思いました。大規模校は大規模校でやはりたくさ

んの児童を動かさなければならないので、大変な面があるのですけれども、小規模校は小規模校で、先ほど○○委員がお話ししましたように、ずっと出ていなければならない部分もありますので、そういった点ではなかなか大変なのかなというふうに思いました。

一小の芝生化については、いろいろな問題があるのですけれども、やってよかったのかなというのが感想です。走っているときに滑って転ぶ子がいるのかなと思ったのですけれども、そういうことはありませんでした。緑の絨毯の中で組体操は非常によかったですし、そういう意味ではやってよかったのかなと。

ただし、これがすべての学校というわけにはいきませんので、やはり維持管理の団体をしっかりとつくってやっていかなければ、なかなか推進はできないと。また、今少し芝が枯れてきていまして、これから冬芝をまきますので、養生の期間があって、ちょっと運動ができなくなる。代替えのグラウンドが必要だということもありますし、どこの学校でもできるというわけではありませんが、一小ほど大規模でなくても、部分的にでもできる学校があれば、ぜひ進めていきたいなというふうには思っています。地域の協力とか必要ですので、芝生化の前にきちっと維持管理団体をつくっていかなければ、これはできないことかなというふうに思っています。

【委員長】 教育委員長ということでご案内をいただいて、10月1日に青梅市敬老会に出席させていただいたんです。その関係で、ちょっと私も新聞等調べてみましたら、全国では65歳以上が23.2%いるんだそうですね。青梅市では22%、何と3万812人いるんです。そのうちの一人ですけれども。敬老会にいらっしゃるのは75歳以上と伺いましたけど、とても元気な方々でいいなというふうに思いました。なぜこういうことを言うかというと、教育委員会は生涯学習のスポーツ部門が市長部局の方へいったということですが、さりながら施設設備の関係とか、市民の生涯学習部門を担う意味で、ああいう人々が参加できるようなイベントとか、あるいはその援助をできる限りやっていかなくちゃいけないなということを感じました。

羽村市は若干若いんですね。高齢化率というんだそうですが、青梅市が22%で、羽村市は20%を切っているんです。面白いものですね。よろしくお願いします。

委員長報告を終了いたします。

#### (2)教育長報告

- 1 諸報告
- (1) 委員会等会議録
  - ア 青梅市社会教育委員会議会議録(社会教育課)
  - イ 青梅市民会館運営審議会会議録(文化課)
- (2) 事業等の実施結果について
  - ア 平成23年度教育委員会後援名義使用承認結果(4月~9月)
  - イ 平成22年度第四次青梅市生涯学習推進計画進ちょく状況報告書(社会教育課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお

願いいたします。

市民会館運営審議会の中で、市民会館のあり方についてご意見が出されているなと思 いました。この中でホールの問題が出ていまして、市内の小・中学校が近隣市の市民会館をお借 りして音楽鑑賞教室、合唱祭等をやられているという話が出ていまして、当然本市にもそれがあ ればいいに越したことはないとは私は思いますけれども、いろいろなところのいろいろなお話を 聞いていると、器だけつくっても維持管理の問題でやはりなかなか難しいというのが現状です。 当然交通の便で集客面の問題やさまざまな問題があるとか、新しいホールとかつくったときのご 苦労話を随分聞いています。何人かの先輩の方々でそういうことに詳しい方から、それよりも青 梅は青梅らしい特化した活用の仕方とか、そういうことでいった方がいいんじゃないかとか、い ろいろな意見が出ているように思います。昨日たまたま新宿の東京オペラシティに行ってまいり ました。小ホールではなくて、もっと小さなホールなんですけれども、いつもそこはチェンバロ が置いてあって、日本中からチェンバロのコンサートをやりたい方がその部屋を借りにくると。 キャパは7,80人ぐらいです。ちょっとドーム型になっていて。青梅がどうのこうのというわ けではないんですけれども、何かそういうふうな活用とか応用の仕方の中で、青梅で活用できる ようなアイデアが生まれてくると、僕はいいかなというふうに思っています。市民会館がこれか らどうなるか、何とも言えないんですけれども、いつも言っていますように、ちょっとレトロな 良さを生かして、特化した使い方ができるような方法でやっていくというのは、一つ方向性とし てはあるのかなということを、各委員の先生方のお話を伺いながら、個人的には感じました。 感想です。以上です。

【委員】 生涯学習だよりをいただいたんですけれども、申込みは社会教育課へと書いてあるので、社会教育が主催でやっているのかなと思うんですけれども、その中で私はときどき残念に思うのが、日曜日の催しがちょっと少なくて、土曜日がメインになっているところがあるように感じるんですね。これ、日曜日だったら行けたのになと思うことが幾つかありまして、日曜日も活用していただけたらいいなというふうに感じました。青梅中央図書館の方の行事には日曜日も幾つかありましたので、できるだけそっちの方は出かけていってみようかなというふうに思っています。そんなこともちょっと考慮に入れていただきたいなと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

#### 【追加報告】

【**委員長**】 次に、報告事項が1件追加されるとのことであります。

つきましては、報告事項2、青梅市図書館視聴覚資料の利用方法の取扱いについて、を追加し、 議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議ないものと認め、本日の日程に、報告事項2を追加し、議題といたします。

### 2 青梅市図書館視聴覚資料の利用方法の取扱いについて(中央図書館管理課)

【委員長】 それでは、報告事項2、青梅市図書館視聴覚資料の利用方法の取扱いについて、説明をお願いいたします。

【中央図書館管理課長】 報告事項2、青梅市図書館視聴覚資料の利用方法の取扱いについて、報告をさせていただきます。

まず、経過でございますが、本年3月11日に東日本大震災がございました。その後も、空調や照明等の制限など節電をしてきたわけでございますが、その中で図書館の視聴覚資料の視聴につきましても自粛しておりました。ここで災害対策会議におきましても原状回復ということの中で、10月1日から今までとかわって新しい方針で実施していくことになりまして、節電は継続してまいりますが、利用者サービスの上から、視聴覚資料を利用できるようにしようとしたものでございます。

再開に当たりまして、平成20年3月以来利用していただいておりますが、3年半、利用者が利用できるだけ利用するという方針を持っておりました。この結果、利用状況といたしまして、予約がなければ同じ方が何回でも利用できる状況で、常連化するような部分も結構ございました。そういった中で、利用者の要望、また利用者アンケートにおきましても、同じ方ばかり利用している、また利用時間の制限をしてはどうか等のご意見が多く寄せられてございます。ということで、自由に利用できるように、と考えるところでございますが、多くの方が一様に利用できないような状況になったことを、私どもは課題として考えたところでございます。このために、今回検討を重ね、回数、時間等につきましては、利用者の方に若干制限をさせていただくことにより、逆により多くの方が公平に利用できるように、この取扱いを出させていただいたものでございます。

内容でございますが、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。第1項、目的でございますが、青梅市図書館条例施行規則第29条の規定にもとづき、規則第2条第1号に規定する視聴 覚資料の利用に関し、必要な事項を定めるということでございます。規則第29条の中に、「この 規則の施行について、必要な事項は教育長が別に定める」という規定があります。これを受けまして、規則第2条第1号は、「図書、記録、視聴覚資料、その他必要な資料の収集、整理および保存に関すること」ということでございまして、その中の視聴覚資料について別に定めるということで、これを目的とさせていただきました。

第2項といたしまして、視聴覚資料を所蔵する図書館。これにつきましては青梅市中央図書館 といたしました。中央図書館のみでございます。

第3項、貸出しでございます。中央図書館に所蔵する視聴覚資料の貸出しについては、規則第5条から第9条までに定めるところによります。これは規則の中で貸出しの関係が書いてあるところでございますが、内容的には、個人貸出しにつきましては利用者カードをお持ちの方に対して2点、8日以内貸出しを行うということでございます。利用者カードというのは、市民の方、西多摩地区広域利用の方、また在学・在勤の方、これらの方々が利用者カードをお持ちでござい

ます。これらの方々に対しまして、2点8日以内で貸出しを行うところでございます。

第2号といたしまして、貸出しを受けた所蔵資料につきましては、中央図書館2階に返却していただきたいということでございます。返却場所を特定いたしましたのは、CDなどは結構割れやすいものでございまして、ブックポスト等に入れますと、本に当たってケースならびにCD自体が割れてしまうことがございますので、こういう形にさせていただきました。

次に第4項、予約でございます。こちらにつきましては、第1号におきまして、所蔵資料について4点以内予約することができるということでございます。なぜ4点かと申しますと、図書が5冊借りられるから、倍の10点予約ができるという考え方を持ってございます。ですので、この資料につきましても2点貸出しでございますので、4点予約ができるというふうに考えたわけです。

第2号におきまして、申し込みは中央図書館のカウンターでお願いしますということです。

第5項、館内利用でございます。第1号におきまして、所蔵資料については、次項に規定する 視聴機器または利用者が持参した視聴機器を利用して館内利用することができる。ただし、音声 が周りに漏れないようにするものとする。ということで、館内の機器と自分で持ってきた機器を 使って、図書館の資料をご利用いただいて結構ですということです。

第2号におきまして、所蔵資料のうちCDとDVDがあるわけですけれども、DVDの映像資料につきましては、貸出しを受けてからご利用いただきたいということでございます。貸出しをしてございませんと、書架にないことが多々ございまして、あわてることになりますので、そういう形にさせていただきました。

第3号におきまして、所蔵資料を館内利用することができる時間は、中央図書館の開館時間内とする。ただし、保護者の同伴しない小学生以下の児童等の利用については午後5時までとするということでございまして、開館につきましては原則、午前10時から午後8時まで、日曜・祝日は午後6時まででございます。

第6項の視聴機器でございます。こちらにつきましては、第1号におきまして、所蔵資料を館内で利用する者は、中央図書館に設置してある試聴室を利用することできる。館内にはCDの視聴機が3台、DVDの視聴機が1人がけのものが1ブース、2人がけのものが4ブース、あわせて5ブースございます。一度に9人の方が見られる形になっております。

第2号におきまして、設置機器のうちDVDの視聴機器を利用しようとする者は、中央図書館 カウンターに申込みをする。ということで、DVDを館内の機械を使って見られる方は申し込み をお願いするということでございます。

ここで最初の方に出ました制限の部分でございます。第3号におきまして、その回数等は次のとおりとするといたしまして、DVDの視聴機器につきましては原則1人につき1日1回とし、1回当たりの利用時間は2時間以内とする。またCDの視聴機については利用回数の制限はないが、1回当たりの利用時間は30分以内とする。公平性を保つということでこういう形にいたしましたが、平成22年度DVDの視聴をやっていたわけですが、各個人の方の利用の平均時間が

1時間45分でございます。また、DVDの再生時間、DVDができたことが映画が1本入る内容ということでございまして、ほとんどのものが2時間以内であるということで、このような形にさせていただいたものでございます。

第4号といたしまして、そのような機械を使って図書館の所蔵以外の自分で持ってきたものは 利用できませんということを書いています。

第7項の事故、第8項の損害賠償、第9項の寄贈、第10項のその他必要な事項については記載のとおりでございます。

実施時期につきましては、平成23年10月1日からとさせていただきます。現在、利用が始まっておりますが、10月1日以降、1日が5組、2日が6組、4日が5組、5日が9組、まだ周知が行き渡っていない部分がございまして、今少しずつふえている状況でございます。

以上、報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 第7項や第8項のところに「委員会」という言葉が出てくるんですが、これは教育委員会のことですか。

【中央図書館管理課長】 この「委員会」は教育委員会を指します。

【委員】 ちょっといきなり出てくるとわかりにくいかなと思ったんですけど、どうなんですか。

【中央図書館管理課長】 ただ今の委員のご指摘ですが、申しわけございません。こういう表現をする場合に、「委員会」という表現をする場合には、最初に「委員会」と出たときに、青梅市教育委員会(以下「委員会」という)という表現をした上で、後に「委員会」と表現すべきものでございます。その点が抜けていたということでございます。申しわけございません。

【委員】 利用者が記憶媒体のCDとかDVDを持ってくることができるということを、利用者が持っている視聴覚機器を持ってきて利用できるという、何かそこが私にはストンと落ちないんですけれども、これは前からこういうふうな規定になっているんでしょうか。

【中央図書館管理課長】 実例はないんですが、規定としてはそういう形です。 DVDレコーダーとか、ポータブルCDプレーヤー、商品名かもしれませんが、そういったものを使って聞くというのは想定をしていたものです。

【委員】 初めて知ったので、へえと思ったというのが正直な気持ちなんですけれども、これは 一般的に本市だけではなくて、こういう視聴覚機器の活用についてはこのような方向を多くの自 治体はとっているのでしょうか。

【中央図書館管理課長】 申しわけありません。どこにおいてもそういうことでやっているかということについては、調べてはおりません。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。 報告事項は以上で終了いたします。

# 日程第4 議案審議

# 議案第23号 教育長の任命について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第23号、教育長の任命について、を議題といた します。

ただいま、議題となりました議案は、人事案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、 非公開とすることに決定いたしました。ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

# 日程第5 青梅市教育委員会委員長選挙

【委員長】 ここから会議を公開といたします。

次に、青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。委員長選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それではご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期が1年となっており、平成23年11月1日をもって任期が満了となります。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項および青梅市教育委員会会議規則第6条の規定にもとづき、青梅市教育委員会委員長選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまから青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。

選挙は単記無記名による投票で行います。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

【委員長】 投票用紙には、投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

〔投票〕

【**委員長**】 全員の投票が終わりましたので、これより開票いたします。

〔開 票〕

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5票

有効投票 5票

有効投票中 小野具彦委員 4票

北島朋子委員 1票

以上でございます。

【委員長】 ただいまの開票結果のとおり、私が委員長に再任されました。よろしくお願いいた します。

# 日程第6 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙

【委員長】 次に、青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。委員長職務代理者選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それではご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、青梅市 教育委員会委員長職務代理者の指定をするため、青梅市教育委員会会議規則第7条の規定にもと づき、青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまから青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。 選挙は単記無記名による投票で行います。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

【委員長】 投票用紙には、投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

〔投票〕

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより開票いたします。

〔開 票〕

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【教育部長】 開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5票

有効投票 5票

有効投票中 北島朋子委員 4票

岡本昌己委員 1票

以上でございます。

【委員長】 ただいまの開票結果のとおり、北島朋子委員が委員長職務代理者に再任されました。 よろしくお願いいたします。

なお、委員長および委員長職務代理者の就任日は、11月2日となります。

これをもちまして、青梅市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙を終わります。

### 日程第7 委員長閉議および閉会

【**委員長**】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明申し上げます。

今月10月14日(金)、東京都市町村教育委員会連合会管内視察研修がございます。視察場所といたしましては東京臨海広域防災公園(江東区)でございますが、委員長、出席をお願いいたします。

翌10月15日(土)、青梅市市制施行60周年記念式典がございます。午前10時から総合体育館で行いますので、よろしくお願いいたします。

翌週になりますが、10月17日(月)、学校訪問がございます。訪問校につきましては、午前中が第一小学校、午後が成木小学校でございます。午前8時40分に教育委員会に集合となっております。

10月20日(木)、同じく学校訪問でございます。訪問校、午前が第五小学校、午後が西中学校でございます。集合は同じく8時40分に教育委員会でございます。

また、10月22日(土)、新町中学校創立30周年記念式典がございます。時間は午後1時から3時30分までとなってございます。会場は新町中学校体育館で行うとなってございます。

10月27日(木)、同じく学校訪問でございます。訪問校、午前が第六小学校、午後は第二中学校でございます。集合時間でございますが、9時30分に教育委員会に集合願います。

11月に入りまして、11月10日(木)、教育委員会定例会が午後1時30分から本会場で ございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 新町中の創立30周年記念式典は、12時半からDVDの上映があるそうです。私は創立2年目から4年間いたことがあるので、それを見たいのでまいります。

10月から11月にかけてかなりハードなスケジュールになっていますけれども、頑張りましょう。

以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員